

山梨市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を見据え、政府実行計画で示されている2030年までに設置可能な建築物(敷地を含む)の50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年に100%の導入を目指し、山梨市(以下「市」とする)が所有する公共施設等の太陽光発電設備等の導入調査を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

山梨市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

(2) 業務目的

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年1月24日(金)まで

(4) 委託料上限額

10,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 担当部署

山梨市役所環境課グリーン社会推進担当

3. 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者(評価結果が最上位の事業者)を優先交渉権者として選定する。

4. 参加資格

本企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者(共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。)であること。
- (2) 公募日から遡り、過去10年以内に参加者が公共施設又は事業所等への太陽光発電導入調査又は設計業務を元請けとして受託した実績を有すること。(共同事業者の場合、構成員がその実績を有する場合でも構わない)
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項に該当しない者であ

って、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。

(4) 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りでない。

イ 国、事業所所在地の都道府県及び市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者。

エ 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止措置を現に受けている者。

5. スケジュール

本公募型プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

	実施内容	実施期間又は期日
①	実施要領等の公表	令和6年 7月1日(月)
②	質問受付期間	令和6年 7月1日(月)から 令和6年 7月8日(月)午後 5 時まで
③	質問回答	令和6年 7月12日(金)午後 5 時までに 山梨市ホームページへ掲載
④	参加申込書、宣誓書、 企画提案書等受付期限	令和6年 7月19日(金)午後 5 時まで
⑤	プレゼンテーション審査	令和6年 7月下旬
⑥	結果通知	令和6年 7月下旬
⑦	契約締結	令和6年 8月上旬

6. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書(様式第 1 号)を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期限

令和6年7月 8 日(月)午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「“山梨市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務委託”に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ到着確認をすること。

ウ 提出先

後述の「12. 問い合わせ・提出先」のとおり。

(2) 回答

令和6年7月12日(金) 午後5時まで、市のホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。

7. 提出書類等

(1) 提出書類

ア 受付期限

令和6年7月19日(金)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)とする。

ウ 提出先

後述の「12. 問い合わせ・提出先」のとおり。

エ 提出書類

次の書類にインデックスを貼りつけ、A4 ファイルに綴じたものを9部(正本1部、副本8部)及びすべての電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

様式第2号	参加申込書
様式第3号	誓約書
様式第4号	会社概要書
任意様式	損益計算書及び貸借対照表(直近1年分)
様式第5号	事業実績調書
任意様式	類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる部分のみの写しで良い)
様式第6号	共同企業体届出書兼委任状 ※共同事業者の場合のみ提出。
様式第7号	企画提案書提出届出書
任意様式	企画提案書 ※枚数に制限は設けませんが、提案書は簡潔にまとめること。
任意様式	見積書(税抜価格、消費税、積算内訳明細を記載)
様式第8号	実施体制表
様式第9号	業務担当者調書
任意様式	国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加申込書の書類提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。なお、共同事業者による申込の場合は、構成員である全ての法人等のものを提出すること。)

オ 途中の参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第10号)を持参又は郵送にて企画

提案書の提出期限までに提出すること。提出先は後述の「12. 問い合わせ・提出先」のとおり。

8. 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査方法

提案の審査に当たっては、「山梨市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会」の各委員が評価基準に基づき採点し、評価点の合計が最も高い企画提案者を本事業の優先交渉権者として決定する。また、評価点の合計が高い順に優先交渉順位を決定する。

評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、評価区分「提案評価」の点数が上位の者を選定する。なお、「提案評価」の点数でも決定しない場合は、評価区分「実施可能性評価」の点数が上位の者を選定する。それでも決定しない場合は、審査会で協議の上、総合的に判断し、優先交渉権者を決定する。

なお、総得点が1位であっても、提案の内容が仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、優先交渉権者に選定しない。また、各審査委員による評価点数の合計が満点の6割未満の場合は、当該企画提案者を優先交渉権者として選定しない。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を優先交渉権者とする。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

令和6年7月下旬 ※日時は別途通知する。

イ 会場

山梨市役所本庁舎西館2階203会議室(予定) ※会場は別途通知する。

ウ 実施方法

(ア)所要時間は1者あたりプレゼンテーション 20 分、質疑 15分を予定。

(イ)録音録画は禁止とする。

(ウ)プレゼンテーションの出席人数は最大5名までとする。

(エ)参加者は他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(オ)参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(カ)プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ及び HDMI ケーブルは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。

(3) 選定結果の通知、結果に対する質問・異議

選定結果は、審査後、参加者全員に文書により通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、優先交渉権者の名称及び点数、また参加者数とする。なお、結果に対する質問や異議は受け付けない。

9. 失格要件

参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書を受け付けず、若しくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、市又は審査委員会が不適切と判断したとき。

10. 契約の締結

(1) 契約は、本プロポーザルで選定した優先交渉権者と協議し、随意契約により契約を締結するものとする。契約締結の協議においては、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、あるいは削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額の範囲内で契約額の調整を行うことがある。

(2) 優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らず契約締結ができない場合は、次点の者と協議を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

11. その他

(1) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案は、1者につき1案のみとする。

(3) 提出書類は、本公募型プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。なお、本提出資料について後日参考資料を求める場合がある。

(5) 企画提案の著作権は原則として各企画提案者に帰属するが、採用した提案書の著作権は市に帰属する。

(6) 企画提案者は、市に対し、企画提案者が企画提案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

(7) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(8) 受注者は、本業務の実施に当たり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 仕様書は、公募型プロポーザルの実施にあたり、最低限の要求水準を示すものである。提

案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。仕様書は、優先交渉権者決定後、企画提案内容等に応じて内容を変更できるものとする。

12. 問い合わせ・提出先

山梨市役所 環境課 グリーン社会推進担当

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843

電話番号 0553-22-1111(内線 2252 又は 2255)

FAX 番号 0553-23-2800

電子メールアドレス kankyo@city.yamanashi.lg.jp